

地域未来交付金について

令和8年7月

内閣官房地域未来戦略本部事務局
内閣府 地方創生推進事務局・地方創生推進室

地域未来交付金について

地域未来交付金

地域未来 推進型

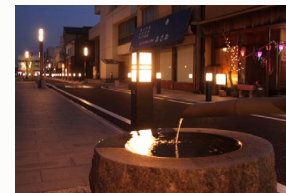
地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする



スタートアップ支援拠点の整備



地場製品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災 緊急整備型

避難生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援

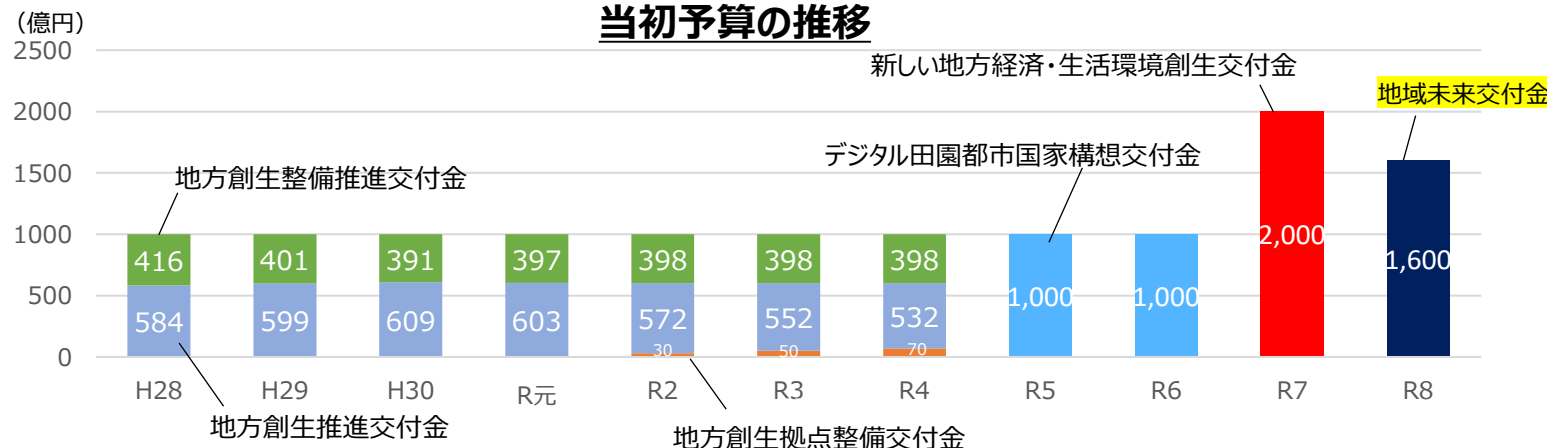
地域産業構造転換 インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に必要な関連インフラの整備を支援

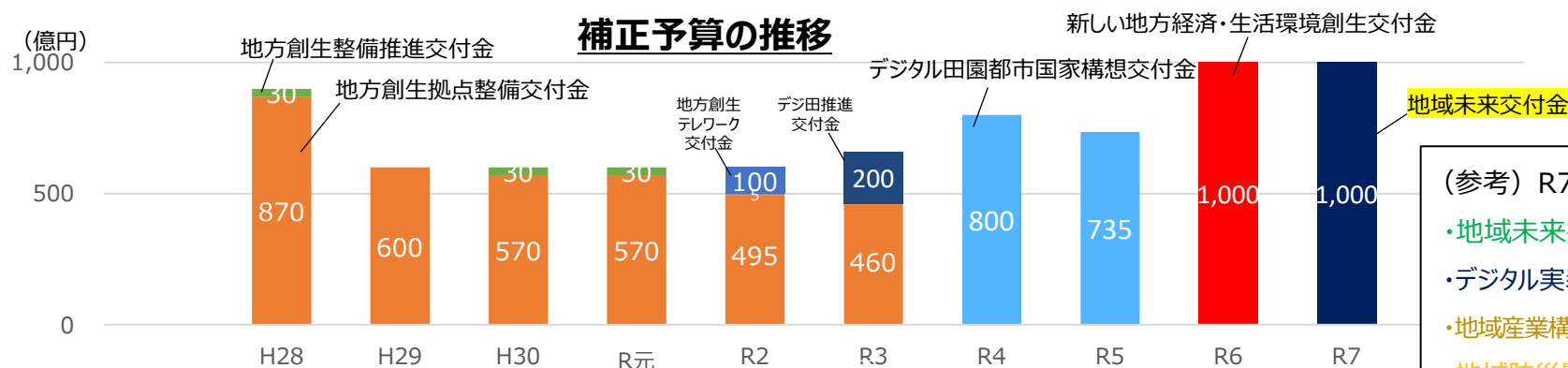
地域未来交付金

- R7補正予算において、「地域未来交付金」を創設。
- **R8当初：1,600億円／R7補正：1,000億円**（R7当初：2,000億円／R6補正：1,000億円）。

当初予算の推移



補正予算の推移



(参考) R7補正の内訳

- ・地域未来推進型
- ・デジタル実装型
- ・地域産業構造転換インフラ整備推進型
- ・地域防災緊急整備型

当初+補正

1,900億 1,600億 1,600億 1,600億 1,600億 1,660億 1,800億 1,735億 3,000億 2,600億

地域未来推進型の概要

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地方の暮らしの安定を実現するとともに「強い経済」を構築するため、地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の地域独自の取組を幅広く支援する。
- 従来の地方創生に資する取組のみならず、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような取組を推進する。

◆制度概要

- 地方の暮らしの安定を実現し、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような、地方公共団体の地域独自の取組等を支援。
※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。
- ソフト＋ハードや分野間連携の事業を一体的に支援
※申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画
※多様な主体の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を行うこととする。

◆評価基準（S～Dの5段階評価）

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

事業計画期間		交付上限額・補助率
ソフト事業	原則 3 か年度以内 (最長 5 か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
		1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則 3 か年度以内 (最長 5 か年度)	1 自治体当たり事業計画期間中の 総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)
		1 自治体当たり事業計画期間中の 総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

(注1) 単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額（国費）について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする

(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、原則10件とする。

(注4) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

(注5) 広域リージョンとして複数自治体で実施する事業については、通常の申請件数・交付上限額の算定とは切り分けて取り扱い、1リージョンあたり申請可能な事業数は最大5事業、交付上限額（国費）は最大10億円/年度。複数の広域リージョンに参画することは可能だが、当該自治体が広域リージョンとして申請できる事業数は、それぞれ最大3事業までとする。

地域未来交付金の令和8年7月募集における変更点など

- 「地域未来戦略」が取りまとめられたことを踏まえ、令和8年7月募集では、募集区分を変更。
（「地域のクラスター・地場産業を支える仕組みづくり」を募集区分として、新たに位置づけ。）
- **「地域産業クラスター計画」や「地場産業成長プラン」に掲載された事業は、優先採択を行う。**（その他要件は、事務連絡を参照。）
- 「戦略産業クラスター計画」に掲載されている事業については、別途、今後の予算プロセス等を踏まえ、令和9年度以降支援予定。周辺的な事業であって、自治体が独自に取り組む事業については、地域未来交付金の「戦略産業クラスター関連事業」として支援。
- 地域未来交付金における企業向け支援及び民間投資に伴うインフラ整備への支援については、最新の地域未来戦略や今後の予算編成プロセス等を踏まえ、令和9年度から新たに実施予定。

<令和8年第2次募集（7月募集）（新規事業）>

事業分野（大項目）	事業分野（中項目）
戦略産業クラスター 関連事業	・「戦略産業クラスター」の形成に関連する周辺的な取組
地域産業クラスター 関連事業	・「地域産業クラスター」の形成に資する取組及びこれに関連する周辺的な取組 ①「地域産業クラスター計画」に掲載されている事業【優先採択】 ②「地域産業クラスター計画」の実現に資する取組及び関連する取組
地場産業支援 関連事業	・地場産業の付加価値向上や販路開拓等を支援し、地域経済の維持及び拡大を目指す取組及びこれに関連する周辺的な取組 ①「地場産業成長プラン」に掲載されている事業【優先採択】 ②「地場産業成長プラン」の実現に資する取組及び関連する取組 ③その他、上記概念に合致し、地場産業支援に関連する取組
地域のクラスター・地場 産業を支える仕組みづくり	・地域未来戦略の推進を踏まえ、安全な生活、必要な医療・福祉、高度な教育、働く場所の確保等に資する取組 ・地域経済を支える基盤機能の構築等、地域の再構築につながる取組